

MAPとアクセス



電車
 八高線・秩父鉄道・東武東上線
 寄居駅より徒歩 8 分

車
 関越自動車道花園 IC より、
 秩父・寄居方面へ約 10 分

・熊谷、深谷方面からお越しの場合は、
 天沼陸橋入口の交差点を左折、
 →のとおりに寄居駅前を経由し、
 国道140号の信号を右折してください。

※駐車場はございますので、
 直接お越しください。

相談時間と方法

1 窓口相談
 平日 9:00 ~ 17:00
 (年末年始・祝日を除く)

9:00 ~ 16:00迄
 ご相談の受付を行います。
 (12:00 ~ 13:00を除く)

方法 ご来所頂きご相談をお受けします。
 (1回 30 ~ 50分)

※ 混み合う場合がありますので、
 事前に電話でご連絡下さい。
 お時間を確保します。

2 指定相談
 障害福祉サービスの利用に関する相談、
 及び介護保険サービスのご利用につきましては
 ご希望により担当者として日程調整させていただきます。

3 専門相談
 原則として週2回専門相談を行います。
 事前に受付票が必要になり、
 完全予約制となりますので窓口相談でご予約下さい。
 1回の相談時間は1時間前後です。

連絡先 (相談受付)

社会福祉法人はぐくむ会
地域福祉相談センターきざはし(階)
 〒369-1203 埼玉県大里郡寄居町寄居 1476-1
TEL 048-580-2600 FAX 048-580-2601

社会福祉法人はぐくむ会 〒369-1109 埼玉県深谷市上原 496 TEL 048-578-2233



- 事業所一覧**
- はぐくみ園
 - 第二はぐくみ園
 - はぐくみ寮・第二はぐくみ寮
 - 相談支援センター はぐくみ
 - ライフサポート部 のびる
 - ミュージアムショップ コバン
- 就労継続支援 (B型) 事業
 生活介護事業
 グループホーム
 特定相談支援事業・障害児相談支援事業
 埼玉県障害 (児) 者生活サポート事業
 (埼玉県立川の博物館ミュージアムショップ)
- ・道連の郷
 - ・道連の郷居宅介護支援センター
 - ・道連の郷訪問リハビリテーション
 - ・飛鳥の郷
 - ・居宅介護支援事業所 あすか
- 介護老人保健施設
 (介護予防) 通所リハビリテーション事業
 居宅介護支援事業
 (介護予防) 訪問リハビリテーション事業
 特別養護老人ホーム
 (介護予防) 短期入所生活介護事業
 (介護予防) 通所介護事業
 居宅介護支援事業



『つなぐ』をメインテーマに事業を進めます。
 地域福祉の相談を通して、人と人・機関・福祉事業などとの
 『つながり』を応援して行きます。



「きざはし」の名称の由来



「きざはし」(階)は、現在の川に架かる橋の意ができる前の時代に、「二か所をつなぐ」という意味で使われた言葉です。刻むと橋を合わせた言葉で現在の階段の意味があり、階段は二か所をつないで前に進む道になります。障害児者福祉・高齢者福祉の地域における相談の場として、それぞれが一步一步前に進むことを支える役割を果たしたいという思いが込められています。

事業案内

ご相談は、知的障害・発達障害を中心とした障害児者福祉や高齢者福祉について、地域の窓口として行います。福祉サービス等の利用の有無には関わりません。ご相談の内容により、事業を担当する支援機関等をご紹介しますことができます。その他に、指定相談として障害者支援

サービス利用に係る計画相談や介護保険サービスの相談と、専門相談として子どもの発達相談、発達障害に関する相談機会を提供します。尚、地域福祉相談センターきざはしのご相談における個人情報はお守りいたします。

障害・高齢福祉の窓口相談

知的障害・発達障害を中心とした障害児者福祉と高齢者福祉に関して、どこに相談してよいか迷われている方、また将来に向けて支援の仕組みを知りたい方などがいらっしゃいましたら気軽にご相談ください。窓口相談担当者がお話を伺います。

相談の例

1 知的障害・発達障害児者支援、または子どもの発達が心配

〈福祉サービスの利用や手続きについて〉

- ・障害福祉サービスを利用したいのだけどどのように手続きすればいいの？
- ・子どもはまだ小さいのだけどこれからどのような福祉サービスがあるのだろう？
- ・障害者手帳はないけど、うちの子も福祉サービスを受けられるのかしら？

〈障害のある子どもを育てる親同士で話してみたい。〉

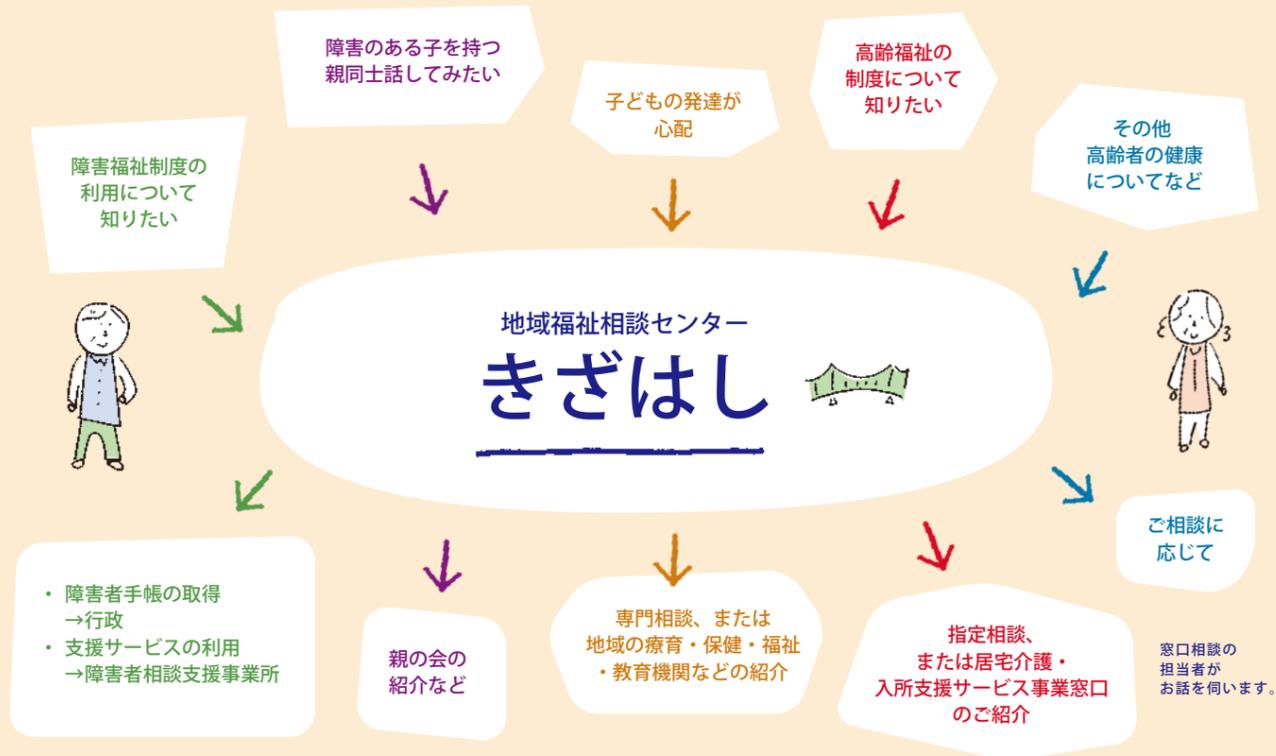
- ・家庭のことや学校のことなど、少し話して息抜きをしたい。

〈子どもの発達が心配〉

- ・子どもの発達が気になるのだけどこに相談に行けばいいの？
- ・発達障害の診断を受けたけど、どのように子どもに接すればいいの？

2 高齢者福祉に関すること

- ・親のことや自身の将来のために高齢者福祉の仕組みを知りたい。
- ・在宅サービスや施設サービスの利用について知りたい。
- ・まだ介護保険サービスは必要ないが、健康維持のための活動や相談をしたい。



指定相談・専門相談

福祉サービスの利用をお考えの方は、障害支援サービス・介護保険サービスのそれぞれの担当者にご相談に応じます。(相談内容に応じて地域事業所をご紹介します。) 専門相談は、子どもの発達支援、発達障害児者福祉に関して相談機会を設けます。また、専門相談では自閉症などの発達障害のある方を支援する支援関係者からの相談も受け付けています。共に予約が必要になりますので、事前に窓口相談にて予約をお願いします。

指定相談

〈障害者福祉サービスの利用に関する相談〉

障害者福祉事業を利用するための計画相談(指定特定相談支援事業)を実施します。サービス利用計画に関するご相談をお受けします。

〈介護保険サービス(高齢者福祉)に関する相談〉

在宅サービス(通所・訪問)、施設サービス(入所)等に関するご相談をご案内します。

専門相談

〈子どもの発達や自閉症をはじめとする発達障害に係る発達相談〉

発育経過や現在の様子などを教えていただき、経験豊富な専門スタッフが個別に発達相談を行います。予約制となり、事前に発達相談受付票に必要事項をご記入いただけます。ご希望の方は窓口相談にお申し出ください。対象：ご本人やご家族、支援関係者(療育・保育・教育・福祉・雇用等)

〈その他の専門相談〉

高齢者向けの健康相談・栄養相談などを検討しております。

